五　経営組織
六　協同組合の種類
七　学校及び学校教育支援機関の種類
八　政治・経済・文化団体及び宗教団体の団体種類
九　単独事業所・本所・支所の別並びに本所の名称及び所在地
十　本所か否か
十一　支所の数
十二　事業の内容
十三　事業所の形態
十四　管理・補助的業務の種類
十五　従業者数
十六　電子商取引の有無及び割合
十七　設備投資の有無及び取得額
十八　自家用自動車の保有台数
十九　土地及び建物の所有の有無
二十　資本金又は出資金、基金の額及び外国資本比率
二十一　決算月
二十二　売上（収入）金額若しくは経常収益又はその割合
二十三　販売額が多い部門、商品名及び仲立手数料又は修理料収入の有無
二十四　本支店間移動の割合
二十五　物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合
二十六　相手先別収入割合
二十七　費用
二十八　リース契約による契約額及び支払額
二十九　有形固定資産
三十　生産数量及び生産金額
三十一　製造品在庫額
三十二　半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額
三十三　製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び製造品在庫数
三十四　加工賃収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額
三十五　酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
三十六　直接輸出額の割合
三十七　主要原材料名
三十八　工業用地及び工業用水
三十九　作業工程
四十　商品手持額
四十一　小売販売額の商品群別割合
四十二　小売販売額の商品販売形態別割合
四十三　セルフサービス方式の採用
四十四　売場面積
四十五　営業時間
四十六　施設又は店舗の形態
四十七　チェーン組織への加盟
四十八　業態別工事種類
四十九　建設業許可番号
五十　宿泊業の収容人数及び客室数
五十一　取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数
五十二　同業者との契約割合
五十三　信用事業又は共済事業の実施の有無

2　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（統計調査員）

第七条　法第十四条に規定する統計調査員として経済センサス活動調査の事務に従事させるため都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあっては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十一号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員

二　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する警察官

2　統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（経済センサス基礎調査規則第十条第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

3　前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行うものとする。

4　前二項の規定にかかわらず、特別の事情により、調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

5　都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣及び経済産業大臣の定める事項を市町村長に通知し、並びに総務大臣及び経済産業大臣に報告するものとする。

（統計調査員の身分を示す証票）

第八条　市町村長は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を交付するものとする。

2　統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（名簿等の作成）

第九条　総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立って、平成二十一年に実施した経済センサス基礎調査の結果及び行政記録情報その他調査対象事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査事前名簿（以下「事前名簿」という。）を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に事業所等確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び事業所等確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿（以下「調査用名簿」という。）を作成するものとする。

（調査の方法及び期間）

第十条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。